

## 生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化防止対策として、温室効果ガスの国内排出量取引制度の実施等による誘導・規制措置を講じること。

また、中長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、地方自治体が協力して取組みを進められるよう、国と地方自治体の役割を明確にし、具体的かつ実現可能な工程及び実効性のある支援策を早急に示すとともに、国として先導的な役割を果たすこと。

2. アスベスト対策について

(1) アスベストによる健康被害について、全面調査を実施し、その結果を公表するとともに、救済制度の拡充を図ること。

また、住民の健康管理のため、定期健診体制等を整備するとともに、必要なリスク情報を開示すること。

(2) すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な財政措置等を講じること。

(3) アスベスト対策に係る環境基準を設定するとともに、大気中のアスベスト濃度について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。

また、トレモライト等、新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路・使用実態等の情報提供を適切に行うこと。

3. 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充等を図ること。

4. 地域における湖沼の環境保全や自然保護活動の推進について、更なる支援措置を講じること。

5. 国指定特別天然記念物の保護増殖及び研究のための施設設置に対し、支援措置を

講じること。

6. 都市自治体が実施する特定外来生物の防除事業等について、更なる支援措置を講じること。
7. 公共施設等における土壌汚染対策に対し、財政措置を講じること。
8. 火葬場の整備に対し、財政措置を講じること。
9. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。
10. 東日本大震災関係について  
「三陸復興国立公園」構想の推進を図ること。